

週刊新社会

12月12日 2017年号外 野田市版

振替 00140-0-149727 1ヵ月 600円 1部 150円 41円
http://www.sinsyakai.or.jp/
発行所：新社会党 E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3F Tel. 03-6380-9960 Fax. 03-6380-9963

社会保障財源は大企業・
富裕層から適正な負担で

教育費の無償化は直接税の強化で 消費税5%に戻し生活に安心感を

すっかり安倍政権の策略にはまって、消費税の10%引き上げは既定の事実と化し、保育料の無料化が、待機児童の解消かという議論にすり替えられている。

そうじゃないだろう。子どもの養育や高等教育の無償化は社会的負担で行うことは当然だ。問題はそれを誰がどのように負担するかということだ。いくら保育所をつくっても待機児童が減らないのは、低賃金社会となって、共働きを強制されること、そして保育士が低賃金を強いられるため、成り手がいないことではないか。

この間、正規社員が非正規社員に置き換えられ、かつ、法人税が引き下げられている。株で儲ける富裕層も所得税減税の恩恵を受け続けている。それによる国の収入減は消費税で穴埋めされた。

企業が栄え、富裕層の所得が増えれば景気が良くなると刷り込まれ、今日のごく少数の富める者と、自己責任を押しつけられる多数の貧困層の苦しみを招いている。

そこをきちんと見れば、消費税は減税こそあれ、増税などんでもない。8%引き上げ以来、消費の伸び悩みからくる不景気をさら

供託金引下げ意見書求める陳情提出

前号で市民からの陳情はなかったと書いたのは間違い。「主権者の政治参加を促進するため、国政・地方選挙における高額な供託金制度の見直しを求める意見書の提出についての陳情」が提出されてい

た。内容は公職の選挙において高額な供託金が事実上立候補制限がなされているため、見直しを求める意見書を出してほしいというもの。

給与0.17%、ボーナス0.1ヵ月引上げ

市長からは人事院勧告に基づく給与改正条例と、関連する一般会計及び5件の特別会計の補正予算が追加議案として提出された。給与引上げは平均0.17%、ボ

ナスは0.1ヵ月引上げて年間4.4ヵ月となる。前回報道したように議員と常勤特別職のボーナス改定は見送られた。

表1 所得税率ときざみの違い

1989年		2015年	
税率%	所得万円	税率%	所得万円
10	～300	5	～195
20	～600	10	～330
30	～1,000	20	～695
40	～2,000	23	～900
50	2,000～	33	～1,800
		40	～4,000
		45	4,000～

この税率の違いによって

所得5,000万円では
377万円の減税
所得3,000万円の場合でも
307万円の減税

に強めてどうするんだ。

表1は消費税が3%で導入された時の所得税率と現在の所得税率。所得（収入ではなく控除後）5千万円では毎年377万円、3千万円でも307万円の減税となっている（その上に地方税減税）。これを株式投資に回してさらに利益を得る構造となっているのだ。

富裕層は株式関係の所得が多いが、分離課税で地方税（5%）を合わせて20%納税すればよい。これを総合課税として、所得税を適用するのが妥当ではないか。

本紙「政界メモ帳」注目

今週号の本紙2面の「政界メモ帳」はおさなみ議員が執筆。書く回数は多くないが、文末の（子）はねずみ年を示し、それはおさなみ議員の担当を示す。

全国市議会議長会が議会活動実態発表 議会基本条例制定進み野田は取り残され

全国市議会議長会が恒例となっている「平成 29 年度市議会の活動に関する実態調査」結果を発表している。調査対象市区数は 814 で、回答率は 100%。調査対象期間は昨年 1 月から 12 月である。

調査項目は、①通年会期（議会）制、②休日・夜間議会開催、③個人・代表質問の実施・時間制限、④一問一答制、⑤議会基本条例制定・議会報告会開催、⑥議員間討議規定、⑦子ども議会、女性議会、模擬議会の開催、⑧政務活動費交付、⑨広報・広聴実施、⑩その他では議会の電子化、議会と大学等との協定、出席による欠席規定など、全 26 項目。要点を報告する。

全国結果から野田市議会の課題を探る

図 1 は議会基本条例策定状況と議会報告・意見交換会の開催状況。全市区議会の 6 割近くが基本条例を策定し、それに基づくかを問わず、全体の 54% が議会報告会や意見交換会として、市民と接している。

ここが野田市議会が一番遅れているところで、基本条例制定も報告会もやろうとしない「閉ざされた」議会となっている。議会として直接市民の要望を受けたり、意見交換をする議会となっていないのは、致命的欠陥といえる。来年 5 月の改選後の最大の課題と認識すべきだ。

なお、同調査によると、議会報告会と意見交換会を開催しているのは、議会報告会開催市区中 87.3%、意見交換会のみ 8.1%、報告のみ 3.4%となっている。

議員間討議制定・開催状況

議員が行政に質問するばかりではなく、議員間で討議する「議

員間討議」は全体の 57.9%、471 議会が規定を制定。実施しているのは全体の 34.5%、281 議会となっている。

なお、議員間討議を本会議で行っているのは少なく 13 市議会、委員会 245 市区、協議等の場合 66 市（いずれも複数回答）となっている。

野田市議会は元々議員が討議する議会運営委員会や議会活性化等検討委員会を行っているが、他の常任委員会における市長提出議案に対する議員間討議はない。

一般質問時間

一般質問についての調査では、ほぼ時間制限がされており、違いは答弁を含む時間数なのか、時間はどれだけあるのかということだ。

野田市議会の場合は現在質問のみの 40 分。かつては 60 分だった。

図 1 議会基本条例制定市区数・割合、議会報告会開催市・区割合推移

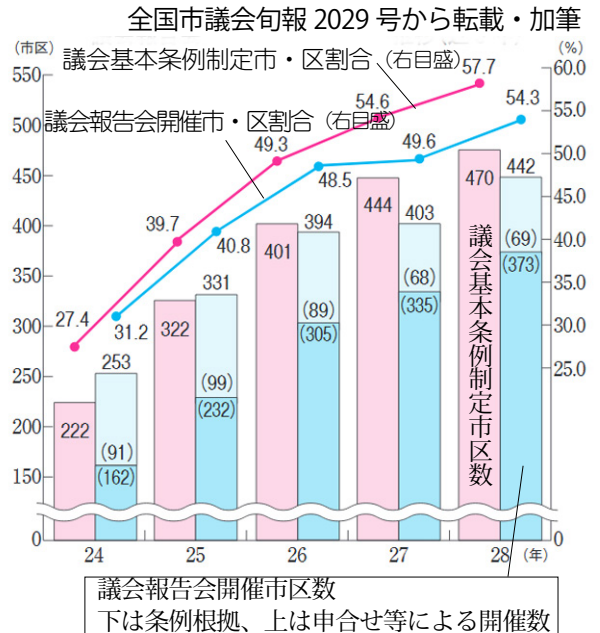


表 2 一般質問時間制限

全国		野田市
質問時間制限	98.3%	制限あり
持ち時間	30 分以内	40 分
	31 ~ 60 分	
	61 分以上	
	その他	
答弁時間	質問時間を含む	含まない
	質問時間に含まない	

表 3 議員提案議案

議案内容	件数
条例案	755
規則案	118
意見書案	5258
決議案	658
その他	1764
合計	8533

野田市議会の場合は、ほとんど意見書案や議会の規則案というのが現状。

最近 30 分にしようという動きがあったが、合意に達せず現状維持となっている。議会は議論の府であり、とりわけ、一人や小会派の場合は一般質問は貴重な議会活動であるのは間違いない。